

[講演会記録]

第 29 回公開講演会

平成 21 年 6 月 24 日午後 1 時 30 分から午後 4 時まで、名古屋ガーデンパレスにおいて、消費者問題研究所主催による第 29 回公開講演会が開催された。テーマは「消費者行政を考える——消費者庁は消費者の砦になりうるか——」である。パネラー講師として、原早苗氏（消費者行政推進会議委員・埼玉大学非常勤講師）、樋口一清氏（信州大学経営大学院教授・元経済産業省九州経済産業局長）をお招きし、小木紀之氏（名古屋経済大学名誉教授・名古屋市消費生活審議会会長）のコーディネートにより講演会が進められた。

はじめに、小木氏により講演会のテーマについての前置きがなされた。その後、原氏から「消費者庁・消費者委員会を機能させるには」という題目で、主に消費者庁・消費者委員会の発足の経緯、取り組み、そして今後の課題について講演が行われた。講演内容は、以下の通りである。

まず、消費者庁発足の経緯をみてみると、平成 20 年において 9 月 29 日に政府提案の 3 法案が国会に上程されたものの、秋の臨時国会では全く審議されなかった。平成 21 年 1 月 5 日には、衆議院の本会議の席上で消費者問題特別委員会の設置が決定し、平成 21 年 3 月 14 日には、民主党提案の 2 法案（消費者権利院制度、消費者団体訴訟法）が国会に上程された。その後、衆議院で 58 時間、参議院では 30 時間近い審議を尽くして、平成 21 年 5 月 29 日参議院の本会議において全会一致で消費者庁設置関連法案が可決された。

その結果施行された法律が「消費者庁および消費者委員会設置法」である。修正事項として、法案の名称の変更、消費者の権利の尊重を追加、消費者委員会の機能強化が決まった。また、附則として、消費者関連法律について消費者庁の関与のあり方を見直す「所管法律」（3 年以内）、消費者

庁、消費者委員会、国民生活センターの更なる「体制整備」、地方消費者行政への国の支援の検討（3年以内）、適格消費者団体への支援（3年以内）、被害者救済等の検討（3年以内）という重い課題が課せられている。

「消費者庁および消費者委員会設置法」以外に、「消費者庁設置法にともなう関係法律の整備に関する法律」と「消費者安全法」も成立した。「消費者庁設置法にともなう関係法律の整備に関する法律」については、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行にともない、内閣府設置法その他の行政組織に関する法律及び食品衛生法その他の関係法律について、所要の規定を整備するためのものである。その一方、「消費者安全法」は2つの狙いがある。1つは、すきま事案に即対応できるようにすることであり、もう1つは、各地にある消費生活センターを法律の中に位置づけることである。「消費者安全法」には、「情報の収集・開示に、国及び地方公共団体の責務を追加」、「消費者教育の規定の充実」、「消費者委員会の権限が、総理への意見から勧告に強化」、「重大事故等の範囲について、財産の扱いをどうするか検討（3年以内）」といった修正事項がある。また、衆議院で23本、参議院で34本の付帯決議が盛り込まれた。設立に向けては、定員202名で構成され、消費者委員会は10人の委員構成である。現在では準備室57名で作業をしており、9月設立に向け準備を進めているところである。

今後の課題としては、(1)消費者へのPR、理解を求ること、(2)情報の収集・分析・情報提供の一元化、(3)法律の所管のあり方（執行まで含めて）、(4)司令塔たりうるか、たりうるようになるにはどうしたらいいか、(5)地方消費者行政への充実（予算も絡むため、総合的な取り組みが必要）、(6)消費者教育の重要性、といったものが挙げられる。現在作られた消費者庁・消費者委員会の組織図や消費者行政の姿は、他国に例がないものであり、日本独特のものであるため、機能するようになるためには、試行錯誤がしばらく続くことになるであろう。また、発想の転換も必要になってくる。法律に照らすという作業ではなく、消費者からの情報を起点に考えていく

仕組みづくりを考える必要があろう。その結果として、消費者市民社会の構築につながるといえる。

以上が原氏による公演内容であった。原氏の講演に引き続き、樋口氏から「消費者行政を考える——消費者庁は消費者の砦になりうるか——」という題目で講演が行われた。講演内容は、以下の通りである。

まず、地方の消費者問題として、長野県消費生活条例の制定（2009年1月施行）をめぐる流れが紹介された。長野県は全国で唯一消費生活条例が制定されていない県であり、これまで要綱条例で対処してきた。そのため、わかりやすく、透明性の高い地域消費者行政の確立を目標にすることにより、要綱行政から条例に基づく行政へという運動が盛り上がり、議会において全会一致で請願が採択された。このように条例はうまくできたものの、運用は容易でないので、迅速・機動的な被害救済システムが導入された。具体的には、(1)立証責任の転換、57の不当な取引行為の明示など、(2)「長野消費生活センター」に長野県の本庁行政機能を移管し、業者指導、立入検査、行政処分も含めたワンストップサービスを実現した。しかしながら、被害救済システムだけでは対処できないので、「製品安全情報ネットワーク」の構築に関する関係者の役割を条例に明示した。すなわち、消費者用製品安全法に基づく「製品事故情報報告・公表制度」、「長期使用製品安全点検・表示制度」の導入等をふまえ、リコール情報、経年劣化製品の点検情報などに関する自治体や地域関係者の役割を明確化することである。

消費者庁への期待と要望については、以下の3点が挙げられる。第1に、「消費者行政のワンストップサービス化の課題」が挙げられる。これを行うには、消費者庁本庁にも「消費者相談室」を設けるべきあり、「現場主義」を重要視すべきであるといえる。また、各省庁・自治体の行政や企業の取組み、海外の行政とのスムーズな連携が不可欠である。とりわけ、消費者問題は企業の問題でもあるため、問題解決には、被害救済と並んで、

企業側の自主的な取組みの促進が重要である。すなわち、「関係機関との円滑な連携・協働を可能とする行政システムの構築」も必要であるといえる。

第2に、「地方の実情を踏まえ、実効ある政策の展開」をする必要がある。都道府県と比べ、市町村レベルでは消費者行政の推進に温度差あり、この温度差をどのようにタイアップするかが重要である。具体的には、(1)人件費等、行政経費の確保の課題、(2)広域連合による相談体制など、市町村の実情に即した体制整備の推進、(3)地域における専門的人材の確保、(4)研修・人材養成制度の充実など、といった問題に対応しなければならない。また、情報の共有をしてもらう必要があるため、高齢者・若者など、地域消費者の状況をふまえた行政部門や関係者の協働（例えば、リコール情報、経年劣化製品情報、悪徳商法対策など）が大切であり、民生委員や介護事業者、学校などを含め、幅広いネットワーク構築が課題である。悪徳商法への行政処分についても徹底し、不当な収益の剥奪・被害者救済制度の早期実現が必要である。

第3に、相談員の養成だけでなく、消費者問題を、企業、行政、消費者団体など、様々な立場で担っていく人材養成が重要性である。例えば、(1)「消費生活アドバイザー」（資格取得者累計；約12300名）、(2)「消費生活コンサルタント」（資格取得者累計；約2400名）、「消費生活専門相談員」（約4000名）など、各種資格制度の一層の充実・強化が必要とされる。また、社会人大学院等における専門人材の育成や地域の「消費生活センター」や「大学」をハブ（hub）とした啓発普及の推進も必要とされる。これらのことより、消費者庁を支えていかなければならない。

以上をまとめると、以下のように考えることができる。行政、企業、消費者団体、地域の大学や消費生活センターなどが連携し、消費者の「学び」の場を充実していくといった「協学」の推進により、行政の垣根を超えた取り組みを行っていくことが重要である。すなわち、「協学・協働」の推

進によって、消費者庁を支えてかないとならない。行政がやることはほんの一部であり、行政以外の社会全体でどのように問題解決を図っていくかが大事である。

樋口氏は最後に以下のことを付け加えられた。日本の消費者行政は、消費者被害があり、消費者はもともと自立していたけれども、非常に深刻な消費者被害が発生するなかで、行政が後追い的にそれを何とか解決しなければならないという形で出てきただけである。そのため、消費者が未熟であるわけではなく、消費者保護・消費者保護基本法が出来たのではないことに注意すべきである。また、自立というのは消費者が力をつけるという意味ではなく、消費者が協力しないと問題が解決しないという意味である。行政を強化すると同時に、行政に対応する消費者のネットワークもしっかり整備して問題を解決する必要がある。

両氏の講演が行われた後、コーディネーターの小木氏より以下のようなコメントがあった。消費者庁が発足するけれども、消費者保護が消費者個々にまで肌で感じられるというところまで行くには、地方消費者行政の充実がきわめて重要である。現在、地方消費者行政の予算は減らされている状態であり、県民一人あたりの消費者行政予算を見てみても、全体的に非常に低くなっている。そのような状況において、消費者庁の発足に伴い、地方自治体が地方消費者行政の充実を図っていくきっかけとなる可能性がある。それを実現するためには、消費者行政に携わる人材を組織として育成していくことが重要である。

フロアーからは、今回の消費者庁に関しては内閣府の外局の位置づけとなっているが、外局であることによってどのような影響が出るといった質問が出された。この質問に対して樋口氏は以下のように答えられた。外局というのは、その長が人事権を持っているので、ある程度、行政権限が独立しているということになる。そのため、実態上は外局の長が政治家である場合には独立が強くなるものの、行政の担当者である場合にはそれほど

決定的な差はないといえる。

最後に、小木氏より本講演会の総括が行われ、「本講演会が消費者行政を考えるきっかけになると良い」というお言葉で締めくくられた。平日にもかかわらず、多数の方々に参加いただき、講演会は盛況のうちに終了した。

【文責：加藤秀弥 所員】